

令和7年度及び令和8年度に県が発注する森林整備業務の契約に係る
競争入札参加資格審査の申請要領

令和6年11月25日
環境森林部自然環境課

「県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱」（以下「資格等要綱」という。）第5条に規定する競争入札参加資格審査の申請については、下記事項に留意の上、申請書及び添付書類を提出してください。

記

第1 競争入札参加資格（資格等要綱第3条）

1 競争入札参加資格（資格等要綱第3条第1項）

- 競争入札に参加するためには、競争入札参加資格を有する者として知事の認定を受けている必要があります。

2 競争入札参加資格の要件（資格等要綱第3条第2項）

- 競争入札参加資格は、次の（1）～（3）の全てを満たす必要があります。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 森林組合法に規定する森林組合又は森林組合連合会

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律の規定により改善措置計画を作成し、宮崎県知事の認定を受けた者

（2）次のいずれかに該当する者（専門技術者）を通年雇用している者であること。

ア 技術士（森林部門に限る。）

イ 林業普及指導員又は林業専門技術員の資格試験合格者

ウ 林業技士

エ 森林施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について5年以上の実務経験を有する者

- ・本資格要件にいう通年雇用の専門技術者は、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入している者であること（資格等要綱第3条第2項第4号）。

なお、退職金制度とは、林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、自社独自の退職金制度をいう（以下同じ。）。

- ・「通年雇用」とは、12か月以上継続して雇用することをいう（以下同じ。）。

12か月（1年）ごとの雇用契約で、毎年度雇用が継続されることが予定されている者を含むこと。

12か月（1年）以上の雇用契約であっても、年間の雇用期間（業務従事期間）が限られるなど、雇用実態が12か月継続していない者は含まないこと。

また、申請日時時点で、現法人、会社、個人等に雇用されて6か月以上経過していない者は含まないこと。

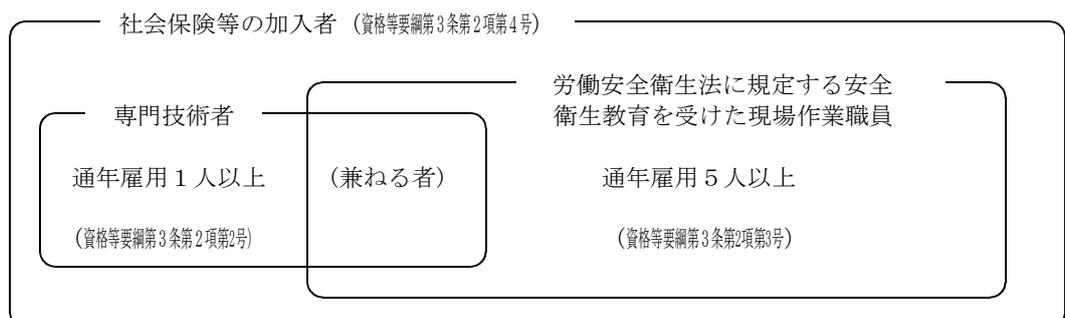
- ・資格等の内容は次のとおりです。

資格等	内容
ア 技術士（森林部門に限る）	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士であって、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第13号に規定する森林部門に係る登録を受けている者をいう。
イ 林業普及指導員 林業専門技術員	森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第4項の林業専門技術員資格試験に合格した者をいう。
ウ 林業技士	一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修を修了し、かつ同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。
エ 森林施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について5年以上の実務経験を有する者	森林施業（皆伐施業を除く）に係る指導監督及び施工管理に関する業務について、年間60日以上かつ5年以上の実務経験を有する者をいう。 なお、「森林施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務」とは、公的機関（国、地方公共団体、森林整備法人等）から受注した森林施業の実施にあたり施業現場に常駐して行う発注者との連絡調整、施業の指導監督、工程管理、出来形管理、安全労務管理等の業務をいう（以下同じ。）。

(3) 労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育（以下「労働安全衛生法に規定する安全衛生教育」という。）を受けた「現場作業職員」を5人以上通年雇用している者であること（専門技術者で現場作業職員を兼ねる者を含む。）。

- ・本資格要件にいう通年雇用の現場作業職員は、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入している者であること（資格等要綱第3条第2項第4号）。
- ・現場作業職員（5人以上）に事業主は含まないこと。
- ※ 事業主が現場作業等に従事する場合であっても、当該事業主は本資格要件の職員数には含まないこと。
- ・「労働安全衛生法に規定する安全衛生教育を受けた」とは、伐木等の業務に係る特別教育及び刈払機作業従事者安全衛生教育の両方を修了した者をいう。

(概念図)



3 競争入札参加資格認定の除外規定（資格等要綱第3条第3項）

- 上記2の競争入札参加資格の要件を満たす者であっても、次の（1）～（7）のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格を認定されません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者

（地方自治法施行令）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（地方自治法施行令）

第167条の4

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- （3）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者

- （4）消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

- （5）資格等要綱第10条第1項第3号の規定により認定を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しない者

- ・「第10条第1項第3号の規定により認定を取り消された者」とは、申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載し、競争入札参加資格の審査を受けたことが明らかになったことを理由に競争入札参加資格の認定が取り消された者をいう。

- （6）営業に関し、法令上必要とされる許可等を受けていない者

- ・「営業に関し、法令上必要とされる許可等」とは、例えば、建設業者における建設業法による営業の許可等、営業内容に応じて法令上必要となる許可等をいう。

(7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる者

第2 競争入札参加資格審査の申請書類等（資格等要綱第5条）

1 提出書類等一覧

○ 競争入札参加資格審査の申請に必要な提出書類等は、下記一覧表のとおりです。

※ 「様式第○号」は、資格等要綱別記様式第○号をいう（以下同じ。）。
「要領様式○」は、本要領の別添様式○をいう（以下同じ。）。

○ その他、知事が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

提出書類等		様式	備考
(1) 申請書類チェックリスト		要領様式1	
(2) 競争入札参加資格審査申請書		様式第1号	
添 付 類	(3) 登記事項証明書		法人のみ
	(4) 誓約書	様式第2号	
	(5) 経営規模等総括表	様式第3号	
	(6) 申請時の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書		法人のみ
	(7) 申請時の直前の2か年における所得税確定申告書の写し		個人のみ
	(8) 事務所一覧表	様式第4号	
	(9) 森林整備業務技術者等一覧表	様式第5号	
	(10) 森林整備業務経歴書	様式第6号	
	(11) 改善措置計画の認定書の写し		該当者のみ
	(12) 第3条第2項第2号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類		
	┆ 実務経験申出書	要領様式2	該当者のみ
	(13) 第3条第2項第3号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類		
	(14) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面		
	(15) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税の未納がないことを証する書面		
	(16) 契約の締結についての権限を従たる事務所の長に委任する場合にあっては、委任状	要領様式3	該当者のみ
	(17) 特別徴収実施確認・開始誓約書	様式第7号	
	(18) その他知事が必要と認める書類（営業に関し、法令上必要とされる許可等がある場合には、当該許可証の写し等）		該当者のみ
	(19) 資格審査結果通知書返信用封筒（返信先を記載し、110円切手を貼ったもの）		

2 提出書類等作成の留意事項

- 提出書類等の作成等に当たっては、下記事項に留意するとともに、各書類等が整合していることを十分確認してください。
- 申請日現在の内容を記入してください。
- 各様式の作成に当たっては、別添の記入例を参考としてください。
- 公的機関の証明書は、いずれも証明年月日が申請日前3か月以内のものに限ります。
- 提出された各種証明書については、発行元に内容を確認することがあります。
- 【写し】と記載のある書類等以外は、原本を提出してください。

(1) 申請書類チェックリスト（要領様式1）

- ・チェック欄により申請書類等に漏れがないか確認を行い、申請書類等に添えて提出してください。

(2) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）

- ・「主たる事務所の所在地」等については、法人の場合、登記事項証明書の記載内容と一致すること。
- ・申請区分は、「新規」又は「更新」に○を付けてください。

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

- ・法務局の発行する現在事項全部証明書を提出してください。

(4) 誓約書（様式第2号）

- ・申請書（様式第1号）と同じ主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者職・氏名を記入してください。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の内容は次のとおりです。

第1項	1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
第2項	1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(5) 経営規模等総括表（様式第3号）

・従たる事業所や他業務を含めた全体の従業員、財務内容等について記入してください。

・「**通年雇用**」とは、12か月以上継続して雇用することをいう（他表においても同じ）

12か月（1年）ごとの雇用契約で、毎年度雇用が継続されることが予定されている者も含む

12か月（1年）以上の雇用契約であっても、年間の雇用期間（業務従事期間）が限られるなど、雇用実態が12か月継続していない者は含まないこと

また、申請日時点で、現法人、会社、個人等に雇用（採用）されて6か月以上経過していない者は含まないこと

・「**臨時雇用**」とは、年間の雇用期間（業務従事期間）が限られるなど、雇用実態が12か月継続しない者をいう

「**年間6か月以上**」欄には、年間の雇用期間が6か月以上12か月未満である者を記入してください

「**年間6か月未満**」欄には、年間の雇用期間が6か月未満である者を記入してください

様式第3号
(従業員の雇用状況)

従業員の内訳	通年雇用	臨時雇用		計
		年間6か月以上	年間6か月未満	
技術職員				
うち森林整備業務の専門技術者				
現場作業職員（技術職員を除く）				
うち森林整備業務の現場作業職員				
事務職員、その他				
計				

・森林整備業務の専門技術者以外の技術職員を含む

・一致すること

・様式第4号の従業員数の合計と一致すること

・第2項第2号及び第4号の要件を満たす者を1人以上有することが資格要件

(資格等要綱第3条第2項の要件を満たす従業員)

区分	通年雇用	うち資格等要綱第3条第2項の要件を満たす者
森林整備業務の専門技術者 (A)		
うち森林整備業務の現場作業職員を兼ねる者 (B)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を除く）(C)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を含む）(B)+(C)		

・通年雇用の森林整備業務の専門技術者、現場作業職員（資格等要綱第3条第2項の要件を満たさない者を含む）が保有する資格等について記入してください

・第2項第3号及び第4号の要件を満たす者を5人以上有することが資格要件

(森林整備業務の専門技術者、現場作業職員が保有する資格等)

	資格・免許等	専門技術者	現場作業職員 (専門技術者を除く)	計	備考
資格要件	伐木等の業務に係る特別教育修了者				
	刈払機作業従事者安全衛生教育修了者				

・同一者が複数の資格等を有する場合、それぞれの資格等の欄に計上してください（複数計上）

(6) 申請時の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書（法人のみ）【写し】

(7) 申請時の直前の2か年における所得税確定申告書（個人のみ）【写し】

(8) 事務所一覧表（様式第4号）

- ・法人の場合、「主たる事務所」は登記事項証明書に記載の「主たる事務所」と一致すること。
- ・「従たる事務所」は、主たる事務所以外の事務所をいう（支店、営業所等）。

(9) 森林整備業務技術者等一覧表（様式第5号）

ア 専門技術者

- ・通年雇用の専門技術者（雇用して6か月以上経過している者に限る。）を資格要件該当者から順に5人まで記入してください。

なお、資格要件該当者が5人以上いる場合には、今後変更がないと考えられる者から順に記入してください。

- ・資格要件該当者が1人以上いることが必要です。

様式第3号
（資格等要綱第3条第2項の要件を満たす従業員）

区分	通年雇用	うち資格等要綱第3条第2項の要件を満たす者
森林整備業務の専門技術者 (A)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

- ・様式第5号「1 専門技術者」に記入されている人員数と一致すること（5人以下の場合）
- ・資格等要綱第3条第2項第2号及び第4号の要件を満たす者を計上してください
- ・様式第5号「1 専門技術者」表に記入されている資格要件該当者数（◎が記入されている者の数）と一致すること

・「年間就労日数」は、申請日の前年度の年間就労日数を記入してください。
申請日と同年度に採用された者（ただし6か月以上経過している者）については、当該年度の年間就労日数（見込）を記入し、〇〇日（見込）としてください

様式第5号
1 専門技術者

フリガナ氏名	生年月日 (満〇年)	採用 年月日	年間 就労 日数 (日)	専門技術者資格等			社会保険等加入状況					資格 要件 該当 者	
				技 術 士	林業普及 指導員等	林業 技士	実務経験 5年以上	労災 保険	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金		退職金 制度

・ 該当する欄に○を記入してください

・ 現法人、会社等に採用された年月日を記入してください

- ・「資格要件該当者」欄は、資格等要綱第3条第2項第2号及び第4号の資格要件を満たす場合（上表の「専門技術者資格等」のいずれかが○、「社会保険等加入状況」がすべて○の場合）に◎を記入してください
- ・資格要件該当者については、年間就労日数、資格、社会保険等加入状況を証する書類の提出が必要です

イ 現場作業職員

- ・ 通年雇用の現場作業職員（雇用して6か月以上経過している者に限る。）を資格要件該当者から順に5人まで記入してください。

なお、資格要件該当者が10人以上いる場合には、今後変更がないと考えられる者から順に記入してください。

- ・ 資格要件該当者が5人以上いることが必要です（専門技術者で現場作業職員を兼ねる者を含む。）。

様式第3号
（資格等要綱第3条第2項の要件を満たす従業員）

区分	通年雇用	うち資格等要綱第3条第2項の要件を満たす者
森林整備業務の専門技術者 (A)		
うち森林整備業務の現場作業職員を兼ねる者 (B)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を除く）(C)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を含む）(B)+(C)		

- ・ 様式第5号「2 現場作業職員」に記入されている人員数と一致すること（10人以下の場合）

- ・ 資格等要綱第3条第2項第3号及び第4号の要件を満たす者を計上してください
- ・ 様式第5号「2 現場作業職員」表に記入されている資格要件該当者数（◎が記入されている者の数）と一致すること

- ・ 「年間就労日数」は、申請日の前年度の年間就労日数を記載すること。申請日と同年度に採用された者（ただし6か月以上経過している者）については、当該年度の年間就労日数（見込）を記入し、〇〇日（見込）としてください

様式第5号
2 現場作業職員

フリガナ氏名	生年月日 (満〇年)	採用 年月日	年間 就労 日数 (日)	森林 施業 に係 る経 験年 数 (年)	労働安全衛生法に規定する安全衛生教育		社会保険等加入状況					専門 技術 者で 兼ね る者	資格 要件 該当 者	
					伐木等の 業務特別 教育	刈払機作 業従事者 安全衛 生教育	労災 保険	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	退職 制度			

- ・ 現法人、会社等に採用された年月日を記入してください

- ・ 森林施業に係る経験年数を記入してください
- ・ 経験年数は現法人、会社等における経験年数に限らない（前に別法人、会社等で経験があれば、当該経験年数も含む）

- ・ 該当する欄に○を記入してください

- ・ 専門技術者が現場作業職員を兼ねる場合に○を記入してください

- ・ 「資格要件該当者」欄は、資格等要綱第3条第2項第3号及び第4号の資格要件を満たす場合（上表の「労働安全衛生法に規定する安全衛生教育」、「社会保険等加入状況」がすべて○の場合）に◎を記入してください
- ・ 専門技術者が現場作業職員を兼ねる場合は、当該専門技術者についても本表に記入してください
- ・ 資格要件該当者については、年間就労日数、安全衛生教育修了、社会保険等加入状況を証する書類の提出が必要です

(10) 森林整備業務経歴書（様式第6号）

- 申請日の直前5年度における公的機関（国、地方公共団体、森林整備法人、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター等）からの受注実績を記入してください。

「申請日の直前5年度」とは、申請日の属する年度を含めて5年度としてください。
（令和6年度申請の場合、令和2年度から令和6年度の受注実績を記入）

- 請負金額は最終契約額とし、年度ごとの小計を記入し、最後に5年度分の合計を記入してください。

(11) 改善措置計画の認定書【写し】

- 資格等要綱第3条第2項第1号のイに該当する場合に提出してください。

(12) 第3条第2項第2号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類【写し（実務経験証明書を除く）】

- 森林整備業務技術者等一覧表（様式第5号）の「1 専門技術者」に記入されている者（5人まで）について提出してください。
- 第3条第2項第2号及び第4号に掲げる要件に該当する者（様式第5号の資格要件該当者欄に◎の記入がある者）に係る書類等のみの提出で可

第3条第2項第2号に規定する専門技術者の要件は満たしているため様式第5号の「1 専門技術者」に記入されているが、第3条第2項第4項に規定する社会保険等の加入がないため資格要件該当者とならない者（様式第5号の資格要件該当者欄に◎の記入がない者）に係る書類等の提出は不要

- 証する書類の例は次のとおりです。

	証する書類等		
ア 技術士 イ 林業普及指導員 林業専門技術員 ウ 林業技士	資格検定合格証、 登録証等の写し	通年雇用及び雇用 されて6カ月以上 経過していること が確認できるもの （下表のとおり）	労働者災害補償保険、 雇用保険、健康保険、 厚生年金保険及び退職 金制度に加入している ことが確認できるもの （下表のとおり）
エ 実務経験者	実務経験申出書 （要領様式第2号）		

	証する書類等の例
通年雇用及び雇用されて 6か月以上経過	賃金台帳、出勤簿 等 ※ 下欄の保険等に係る提出書類等で確認ができる場合は不要
労働者災害補償保険	労働保険概算・確定保険料申告書 等
雇用保険	事務所別被保険者台帳照合 等
健康保険	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等
厚生年金保険	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等
退職金制度	林業退職金共済手帳 等

(13) 第3条第2項第3号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類【写し】

- ・森林整備業務技術者等一覧表(様式第5号)の「2 現場作業職員」に記入されている者(10人まで)について提出してください。
- ・第3条第2項第3号及び第4号に掲げる要件に該当する者(様式第5号の資格要件該当者欄に◎の記入がある者)に係る書類のみの提出で可

第3条第2項第3号に規定する現場作業職員の要件は満たしているため様式第5号の「2 現場作業職員」に記入されているが、第3条第2項第4項に規定する社会保険等の加入がないため資格要件該当者とならない者(様式第5号の資格要件該当者欄に◎の記入がない者)に係る書類等の提出は不要

- ・証する書類の例は次のとおりです。

	証する書類		
現場作業職員 (<small>専門技術者で現場作業職員を兼ねる者を除く</small>)	通年雇用及び雇用されて6か月以上経過していることが確認できるもの (上記(13)の証する書類例を参考)	労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入していることが確認できるもの (上記(13)の証する書類例を参考)	・刈払機作業従事者安全衛生教育修了証 ・伐木等の業務に係る特別教育修了証 両方の修了証を提出すること
専門技術者で現場作業職員を兼ねる者	※ 第3条第2項第2号及び第4号に掲げる要件に該当する者であることを証する書類(上記(13))として提出		

(14) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

- ・宮崎県が発行する納税証明書を提出してください。
- ・個人事業者の場合は、市町村が発行する納税証明書(個人県民税の未納がないことを証する書面)を併せて提出してください。

(15) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税の未納がないことを証する書面

- ・税務署が発行する納税証明書を提出してください。

(16) 委任状(要領様式第3号)

- ・契約の締結についての権限を従たる事務所(主たる事務所を除く事務所。支店、営業所等)の長に委任する場合のみ提出してください。
- ・委任期間は、基本的には次のとおり記入してください。

申請区分	委任期間
定期申請	令和7年4月1日から令和9年3月31日
追加申請	ア 令和7年3月31日までの追加申請の場合 令和7年4月1日から令和9年3月31日
	イ 令和7年4月1日以降の追加申請の場合 (申請日)から令和9年3月31日

(17) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第7号）

- ・申請書（様式第1号）と同じ主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者職・氏名を記入してください。
- ・個人住民税の特別徴収を実施している事業所は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼付してください。
- ・複数の市町村に納税している場合、最も納税者の多い市町村の領収証書の写しのみ貼付してください。
- ・添付する領収証書の写しがない場合、最も納税者の多い市町村の税務関係窓口で確認印を受けてください。

(18) その他知事が必要と認める書類【写し】

- ・営業に関し、法令上必要とされる許可等がある場合には、当該許可等を受けていることを証する書類を提出してください（例：建設業許可証の写し等）。

(19) 資格審査結果通知書返信用封筒

- ・資格審査結果通知書返信用封筒（封筒に返信先を記載し、110円切手を貼ったもの）を同封してください。

第3 申請書の提出方法等（資格等要綱第6条）

1 申請書の受付期間

申請区分	内容	受付期間
定期申請	2年に1回、定期に受付・審査を行う申請	令和7年1月6日(月)から令和7年1月31日(金)まで 時間：午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
追加申請	定期申請以外の時期に受付・審査を行う申請	令和7年2月3日(月)以降、随時受付を行います。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 申請書の提出部数、提出方法等

提出部数	1部提出してください。
提出方法	持参又は郵送により以下の場所に提出してください。 郵送による場合、書留郵便により受付期間内に必着するよう提出してください。 (提出先) 宮崎県環境森林部自然環境課 技術管理担当 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁7号館1階) 電話：0985-26-7164(直通)

第4 競争入札参加資格審査及び名簿登載（資格等要綱第7条）

1 資格審査の通知等

- 競争入札参加資格の認定又は不認定については、競争入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により、申請書同封の資格審査結果通知書返信用封筒で申請者に通知します。
- 競争入札参加資格の認定をした者については、森林整備業務有資格者名簿（様式第9号）に登載します。

2 資格の有効期間等

申請区分	審査会	資格の有効期間
定期申請	令和7年3月に審査会を開催（予定）	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
追加申請	おおむね2か月に1度審査会を開催（予定）	認定日から 令和9年3月31日まで